

令和 8 年一宮市議会 6 月定例会

議 事 日 程 (第 5 号)

6 月 2 6 日 (金曜日) 午前 9 時 3 0 分 開議

- 1 議案第 4 6 号 令和 8 年度愛知県一宮市一般会計補正予算
- 2 議案第 4 7 号 一宮市行政手続条例の一部改正について
- 3 議案第 4 8 号 恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正に伴う関係条例の整備について
- 4 議案第 4 9 号 一宮市市税条例及び一宮市都市計画税条例の一部改正について
- 5 議案第 5 0 号 一宮市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について
- 6 議案第 5 1 号 一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 7 議案第 5 2 号 小信ポンプ場の改築工事委託に関する協定の締結について
- 8 議案第 5 3 号 1 号調整池築造工事の請負契約の締結について
- 9 議案第 5 4 号 環境センターごみ焼却施設定期修繕工事の請負契約の締結について
- 1 0 議案第 5 5 号 衛生処理施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結について
- 1 1 議案第 5 6 号 一宮市民会館特定天井等改修工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について
- 1 2 議案第 5 8 号 パーティション及び簡易ベッドの売買契約の締結について
- 1 3 議案第 5 9 号 ごみ焼却施設定期修繕用部品の売買契約の締結について
- 1 4 議案第 6 0 号 市道路線の認定について
- 1 5 承認第 1 号 専決処分の承認について
- 1 6 承認第 2 号 専決処分の承認について
- 1 7 委員会提出議案第 1 号 放課後児童クラブの利便性向上を求める決議について
- 1 8 委員会提出議案第 2 号 交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を求める意見書
- 1 9 継続審査について
- 2 0 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 2 1 同意第 5 号 農業委員会委員の任命について
- 2 2 同意第 6 号 農業委員会委員の任命について
- 2 3 同意第 7 号 農業委員会委員の任命について
- 2 4 同意第 8 号 農業委員会委員の任命について
- 2 5 同意第 9 号 農業委員会委員の任命について
- 2 6 同意第 1 0 号 農業委員会委員の任命について

- | | | |
|----|--------|----------------------------------|
| 27 | 同意第11号 | 農業委員会委員の任命について |
| 28 | 同意第12号 | 農業委員会委員の任命について |
| 29 | 同意第13号 | 農業委員会委員の任命について |
| 30 | 同意第14号 | 農業委員会委員の任命について |
| 31 | 同意第15号 | 農業委員会委員の任命について |
| 32 | 同意第16号 | 農業委員会委員の任命について |
| 33 | 同意第17号 | 農業委員会委員の任命について |
| 34 | 同意第18号 | 農業委員会委員の任命について |
| 35 | 同意第19号 | 農業委員会委員の任命について |
| 36 | 同意第20号 | 農業委員会委員の任命について |
| 37 | 同意第21号 | 農業委員会委員の任命について |
| 38 | 同意第22号 | 農業委員会委員の任命について |
| 39 | 同意第23号 | 農業委員会委員の任命について |
| 40 | 諮問第1号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について |
| 41 | 議案第61号 | 令和8年度愛知県一宮市一般会計補正予算 |
| 42 | 議案第62号 | 外割田保育園建設工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について |

委員会提出議案第 1 号

放課後児童クラブの利便性向上を求める決議

少子化対策及び子育て支援の一助として、放課後児童クラブに同時入所する 2 人目以降に係る利用手数料の減額を求めることを決議する。

令和 8 年 6 月 26 日提出

議会運営委員会

委員長 浅井 俊彦

提案理由

少子化対策及び子育て支援の一助として、放課後児童クラブに同時入所する 2 人目以降に係る利用手数料の減額を求める意思表示を行うため、会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき、本案を提出する。

放課後児童クラブの利便性向上を求める決議

放課後児童クラブでは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、小学校の授業の終了後等に児童館などを利用して児童を預かるとともに、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図っている。

本市では放課後児童クラブが60か所開設されており、その開所日は祝・休日、年末年始を除く月曜日から土曜日、開所時間については、下校後から午後7時まで、また土曜日と夏休みなどの学校休校日では、午前7時30分から午後7時までを、児童1人につき、月額7,000円、8月にあっては9,000円で利用することができる。

昨今では、少子化により児童数は減っているものの共働き家庭が増え、その利用率は年々高まっており、兄弟姉妹のいる世帯では、同時に入所することも珍しくない。一方、長期化する物価高の影響が様々な人たちに及んでおり、特に子育て世帯については、物価高による日々の生活費への影響は大きく、併せて放課後児童クラブの利用手数料の負担も鑑み、兄弟姉妹による同時入所を躊躇せざるを得ない。

よって、本市議会は、少子化対策及び子育て支援の一助として、放課後児童クラブに同時入所する2人目以降に係る利用手数料の減額を図ることについて、速やかに実施するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和8年6月26日

一 宮 市 議 会

交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を求める意見書

交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を図るよう、地方自治法第99条の規定により、国に対し意見書を提出する。

令和8年6月26日提出

議会運営委員会

委員長 浅井 俊彦

提案理由

交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を図ることを国に要望するため、会議規則第13条第2項の規定に基づき、本案を提出する。

交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を求める意見書

令和7年5月、本市において交通事故により妊婦の尊い命が失われ、緊急帝王切開により出生した女兒には重篤な障害が残るという痛ましい事故が発生した。遺族にとっては、最愛の家族を失った深い悲しみに加え、女兒の将来への不安を抱える二重の悲劇となっている。

刑法上、胎児は人ではなく母体の一部とされていることから、胎児を被害者として認め、加害者に相応の刑事処分を科した判例は極めて限定的であり、加害者に対して自動車運転処罰法の適用が困難な現状にある。このような中、被害者家族は、生まれた女兒についても被害者として取り扱われることを切実に求めている。

また、この遺族の思いに賛同するオンライン署名は13万筆を超えており、現行制度のあり方に対し、多くの国民が改善を求めている状況がうかがわれる。

出生前の段階において胎児の生育状況が医学的に把握できる現代においては、被害の発生時点の違いによって法的評価や取扱いに大きな差が生じている現状は、命の尊厳、公平性及び被害者救済の観点からも課題が残されているものとする。

よって、国におかれては、交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 交通事故等による母体への加害行為によって胎児が出生後に死傷した場合における自動車運転処罰法等の処罰規定について、刑法上の見直しも含めた議論を行うこと。
- 2 死傷した胎児についても、刑事訴訟法の犯罪被害者参加制度における被害者としての地位が認められるよう運用改善を図ること。
- 3 交通事故等により出生前に障害を負った子どもとその家族が、生涯にわたり十分な医療や福祉を受けられるよう、自賠責保険制度の拡充など公的な被害者支援体制の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月26日

一 宮 市 議 会

提出先 内閣総理大臣 法務大臣 国土交通大臣 衆議院議長 参議院議長

令和8年6月26日

一宮市議会

議長 渡 辺 之 良 様

経済教育委員会

委員長 本 山 廣 次

閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会審査中の事件のうち、下記事件については閉会中もなお継続審査すべきものと決しましたので申し出ます。

記

- 1 請願書第11号 ホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の経営危機打開の支援策を求める件